

## 上尾市健康カレンダー広告掲載に関する取扱基準

平成25年11月29日  
健康福祉部長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上尾市有料広告掲載に関する要綱（平成21年3月24日市長決裁。以下「有料広告要綱」という。）の規定に基づき、市が作成する上尾市健康カレンダーへの広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画（縦45ミリメートル、横90ミリメートル）
- (2) 2区画（縦45ミリメートル、横184ミリメートル）

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、市が予め設定した広告掲載位置とする。この場合において、広告欄の印刷は、墨一色とし、右上部に「広告」の文字を入れるものとする。

2 上尾市Webサイトに掲載する電子データの上尾市健康カレンダーについても、広告を掲載した電子データを公開する。

3 広告掲載の期間は、1回につき1年を単位として、当該年度に発行する上尾市健康カレンダーに掲載するものとする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、広告掲載1回につき次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画 30,000円
- (2) 2区画 60,000円

(広告の申込み)

第5条 上尾市健康カレンダーに広告を掲載しようとする者（以下「掲載希望者」という。）は、上尾市健康カレンダー広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 掲載希望者は、市長が指定する日までに、掲載しようとする原稿、図面等の案を掲載希望者の責任及び負担において作成し、提出しなければならない。

3 広告の掲載を申し込むことができる者は市税の滞納がないものとする。

(広告内容の審査等)

第6条 市長は、掲載希望者から提出された広告の内容を、健康カレンダーの趣旨に照らし審査するものとする。

2 掲載希望者は、提出した広告の内容に関して、市長が協議を要すると認めるときは、当該協議に応じるものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第7条 市長は、有料広告要綱第6条第1項に基づき、広告の掲載の可否を決定した場合においては、上尾市健康カレンダー広告掲載(不掲載)決定通知書(第2号様式)により、掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の場合において、掲載希望者が希望する区画数が、掲載予定区画数を超えるときは、次に掲げる順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 保健医療に関する事業所等で市内に所在地を有するもの

(2) 前号に規定するもの以外の事業所等で、市内に所在地を有するもの

(3) その他の事業所等

3 前項の規定によっても、掲載希望者が希望する区画数が、掲載予定区画数を超えるときは、抽選により広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告の掲載箇所の決定)

第8条 広告の掲載箇所は、上尾市健康カレンダー広告掲載申込書を受付けた順により決定する。

(広告内容の変更等)

第9条 市長は、広告の掲載を決定した後又は上尾市健康カレンダーに広告を掲載した後においても、健康カレンダーに掲載する内容としてふさわしくないものと認めるときは、広告の掲載を決定された者(以下「広告主」という。)に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。この場合において、変更は広告主の責任及び負担において行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、広告の内容を変更又は削除することができるものとする。

(1) 市長と広告主との協議による場合

(2) 有料広告要綱第9条の規定により広告掲載の決定を取り消す場合

(3) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合

3 広告の内容を変更又は削除する場合は、前項第3号によるものを除き、

広告主の責任及び負担において行うものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、上尾市健康カレンダーへの広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年11月28日）

附 則（令和 2年11月25日）

この基準は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市健康カレンダー広告掲載に関する取扱基準の規定は、同日以後に原稿を作成する上尾市健康カレンダーに係るものから適用する。

